



令和3年3月1日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
出納管理課	用度係	辻 亜希子	内線 3222 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787
技術検査課	管理調整監	上谷 直美	内線 2281 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

## 入札参加資格停止の措置について

### 1 概要

岐阜県教育委員会教育財務課発注の「岐阜県立高等学校（岐阜県立飛騨神岡高等学校除く）、岐阜県立特別支援学校（岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校を除く）及び岐阜県総合教育センターにおける電気の調達に関する契約」の一般競争入札において、入札金額の積算を誤ったため当該金額では業務を履行できないとの理由から、落札者が契約を締結しなかった。

### 2 対応

「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」別表第1第2号及び「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」別表第2第6号に基づく入札参加資格停止措置を講じます。

### 3 停止措置業者及び停止期間

資格停止業者	本社所在地	資格停止の期間	建設	物品
(株) エネファント	岐阜県多治見市下沢町 三丁目35番地の1	令和3年 3月 2日から 令和3年 6月 1日まで（3か月）	○	○

#### 4 参考

##### ○「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」

###### 別表第1第2号

措 置 要 件	期 間
(契約の拒否) 2 県発注の案件を落札したにも拘わらず契約を締結しなかったと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内

##### ○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」

###### 別表第2第6号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内